

HIGASHI ASIA —REKISHI TO BUNKA—
East Asia: History and Culture

No.25 2016

Articles:

HASUDA Takashi:

Phạm Đốc: A Case Study on Newly Emerged Class during Early
Modern Vietnam 1

GAO Qingyuan:

A Research of Chinese Overseas Students Employment Status
in Japan19

OKAMURA Hiroshi:

The Study of Calligraphy Text Journal 82 (i)

Letters:

SHIBATA Mikio53

KAWANISHI Yuya59

KOIDE Takaie63

Notices:71

NIIGATA DAIGAKU HIGASHI ASIA GAKKAI
Niigata University Society
of
East Asian Historical and Cultural Studies
<http://hyena.human.niigata-u.ac.jp/east.html>

ISSN 1344-106X

東アジア

—歴史と文化—

第25号

■論文

范篤致：16世紀ベトナムの新興勢力と中興功臣 蓮田 隆志 (1)

日本における中国人留学生の就職に関する考察 高 慶元 (19)

書写書道教育と「競書誌」 岡村 浩 (82 (i))

■会員だより

台湾高雄での在外研究 柴田 幹夫 (53)

日本に点在する朝鮮の石造物 川西 裕也 (59)

算数を母語に依らずに学ぶ国々 小出 隆家 (63)

■大会・例会発表要旨 (68)

■彙報 (71)

新潟大学東アジア学会

<http://hyena.human.niigata-u.ac.jp/east.html>

2016年3月

范篤攷：16世紀ベトナムの新興勢力と中興功臣

蓮田 隆志

1 問題設定と史料の概観

范篤 *Phạm Đốc* は後期黎朝の草創期を支えた武将で、鄭検の義子でもある。また、黎朝が東京（現・ハノイ）を奪還した後は四大功臣の筆頭として祀られるなど、後世においても黎朝の中興に貢献した代表的な人物と認識されている⁽¹⁾。だが彼の場合、かつて筆者が分析した鄧氏〔蓮田 2014b〕とは異なって、子孫が栄達しなかったために情報が乏しい。このような、16世紀において顕著な活躍を見せたものの、後世にその栄達が引き継がれなかった人物の歴史的な位置を定めることは、近世のベトナムにおける政権構造と社会的流動性の状況を認識するために欠かせない。幸いなことに范篤については神道碑が残されている。上記課題を考究するための基礎的作業として、本稿ではこの神道碑の校訂録文を提供する。次いで、碑文と既知の史料群とを対照させつつ、范篤の生涯と役割とを検討する。

范篤の神道碑はタインホア省ヴィンロック縣ヴィンティエン社役場 *công sở xã Vĩnh Tiến, h. Vĩnh Lộc, t. Thanh Hoá* 敷地内にある登 *đền Phạm Đốc* の庭に現存している⁽²⁾。碑文は1面で、31行×51字前後、内径は114×69センチで、行格は施されていない。筆者は2014年12月30日に現地を訪れて実見し、デジタルカメラで撮影した⁽³⁾。また、子孫のお宅を訪ねて家譜一部を撮影させていただいた⁽⁴⁾。この他に、『清化省碑記詩文類編』*Thanh Hóa Tỉnh Bi Ký Thi Văn Loại Biên* 神道并附（以下、『類編』と略記する）に録文が残されている。この史料はタインホア省各地の金石文を移録したもので、序跋の類が無く編者も不詳だが20世紀に入ってから編纂された史料集のようである⁽⁵⁾。范篤神道碑の録文には阮朝の避諱が施されているほか、改行や抬頭が反映されておらず、原碑の全貌を伝えるものではない。誤写や筆者の力不足から翻字できない略字もいくつかある。しかし、ほぼ全文を移録しており大いに参考になる。

本稿では、『類編』の録文を原碑の観察によって訂正・確定する方法を採った。

翻字が録文に引きずられる危険が高まるが、碑文は摩滅がひどくそのままでは判読困難な部分が多いため、やむを得ない。

【凡例】

- ・ [] 内の数字は行番号。抬頭も判明する限り反映・復元している。
- ・ □囲みの字句は原碑から書き起こし・復元することができた字句。
- ・ ■は判読できない文字一字。
- ・ 固有名詞には下線を付した。

【題額（右から）】神道碑

[01] 大越國靖國公神道碑

[02] 公姓范諱篤字敦謹、清華永福⁽⁶⁾土山⁽⁷⁾人也。祖諱碑、贈美祿侯。母姓鄭諱■⁽⁸⁾、贈美祿正夫人。父諱特、贈安貴侯。母諱猶⁽⁹⁾、贈安貴正夫人。公

[03] 於⁽¹⁰⁾洪順五年癸酉五月二十日⁽¹¹⁾生。少失怙、幸遇⁽¹²⁾都將軍・太師・諒國公⁽¹³⁾、見其才智、收而養⁽¹⁴⁾之、以爲義⁽¹⁵⁾子。當

[04] 莊宗⁽¹⁶⁾裕皇帝崎嶇偏邑唱卒西都⁽¹⁷⁾、合與養父太師諒國公⁽¹⁸⁾奉廻、勒⁽¹⁹⁾饋索■⁽²⁰⁾、相從患難。曾進夏陽之麥碗⁽²¹⁾、汪童之戈⁽²²⁾。戰野攻城、多有勲勞、榮

[05] 封義男子、累陞廣溪伯・廣揚侯。暨

[06] 莊宗裕皇帝陟方、輔立⁽²³⁾

[07] 中宗⁽²⁴⁾武皇帝披荊棘立朝廷、統紀由是復明、綱常由茲復正、使天下之人知大義所在。順平元年三月初五日⁽²⁵⁾、榮加特賜推忠宣力敦厚

[08] 明義功臣・金吾衛掌衛事・廣郡公。四年八月十七日⁽²⁶⁾、從王師經略東北地方、所向輒克。再奉命⁽²⁷⁾略定义安⁽²⁸⁾・順化・廣南各處、所至務布威

[09] 信、民夷懷服、三陞宴然、使令財賦足國用、所濟中興之業、厥功懋焉。六年十月初一日⁽²⁹⁾、加封協謀功臣・錦衣衛掌衛事・太保。素忠義

[10] 有勲望。八年榮封兵部尚書部事。及

[11] 中宗武皇帝賓天、同文武公侯伯奉迎⁽³⁰⁾

[12] 今上皇帝⁽³¹⁾嗣位。公輔弼新政、內司昇鉉、外董事兵戎。提戰艦、奪人先、一鼓而奏神符之捷、再鼓而收丹崖之功、數立殊勲⁽³²⁾。

[13] 天祐元年閏七月初柒日⁽³³⁾、加封太傅、更封德郡公。恩賞尤隆、眷顧尤厚、國之干城、深有倚望。詎噫、天不少靳、是年五月中旬、公感勞熱

[14] 往來丹豕末⁽³⁴⁾效、八月十四日⁽³⁴⁾戊午薨。時⁽³⁵⁾四十有六。訃聞春杵爲之不相行、市爲之不譟。

[15] 上深痛悼、賜弔⁽³⁶⁾慰錢六萬、護送葬、給官田并等項⁽³⁷⁾於本■、許孫侄累代繼耕祀事。儀物咸備。⁽³⁸⁾

[16] 正治元年八月二十一日、贈威勇功臣・特進開府金紫榮祿大夫・太尉⁽³⁹⁾・靖國公、諡忠毅。仍命官諭祭、飭終之禮甚隆重也。嗚呼、相將

[17-18] 有才、人所鮮能、惟公兼之。平三鎮而不妄殺。其仁敦何以生三事一於義而有得■禮而遇士夫、多智以習兵事、嚴約束一號令信也。況又輔之以學文、左之以忠孝、調結族屬、愛恤部民。雖右名將何以加諸所以做此勲業、完此名節■不偉歟。第公之志少未遂者、男女未

[19] 婚嫁、寇賊未盡掃除、使天假以年則公志遂矣。是年十月二十七日、寄于永福土山之鄉、首坤向艮。親■列侯、■如珠叙公行狀、委

[20] 作碑銘、愚辭不得略述梗概、叙而銘之碑■之人歲時上塚道途⁽⁴⁰⁾經過者、目斯碑、口斯銘、還觀夫公之事業、槩想天公之勲名、其事

[21] 跡愈久而愈光也。若公之男女⁽⁴¹⁾兄弟、有家譜在⁽⁴²⁾、不復贅記

[22] 銘曰

[23] 天扶黎祚 世出范公 文武備足 甲兵蟠膺 粵膺西土 協贊莊宗 陝夷節一 辛苦味同

[24] 麥進馮異 戈挽汪童 迨事武廟 勉竭臣忠 入掌禁衛 出董兵戎 一臨東北 誰敢爭鋒

[25] 再臨廣順 勢易扒⁽⁴³⁾ 國稱良將 朝讓等工⁽⁴⁴⁾ 於皇上聖 思賁前功 眷顧之至 寵遇之隆

[26] 爵符五等 位進三公 名騰夷夏 威懾姦雄 時方倚重 公遽告終 杵春不相 淚洒■⁽⁴⁵⁾童

[27] 下缺人望 上軫淵衷 弔⁽⁴⁶⁾慰禮厚 褒贈恩崇 葬儀⁽⁴⁷⁾

- 具備 祭⁽⁴⁸⁾物潔豊 靈車星駕 鬘馬高封
- [28] 奇山秀水 ■ 劍理弓 公之間望 播之外中 公之勲烈
- 勒于鼎鍾 聊庀文墨 竊效形容
- [29] 傳之貞珉 垂於無窮
- [30] 正和元年十月二十七日⁽⁴⁹⁾禮部右侍郎兼國子監司業 ■ 亮子尹福 ■
- [31] (42字分下げ) 中書監工字范時 ■ 寫

2 碑文の年代観

碑文の建立年は原碑では摩滅しており判読できないが、『類編』には正和元年(1680)10月27日とある。これを信ずるならば、本碑文は范篤死亡時に作られたのではなく、百年余りを経た17世紀後半に至って撰述・建立されたものであり、碑文に記された情報は1680年時点で知られていた范篤についての情報を集成したものということになる。しかし、第12行で英宗のことを「今上皇帝」としており、16世紀の撰述にかかることを示唆している。さすれば、『類編』編纂の段階で既に年号部分は摩滅が進んでおり、『類編』編者が「正治」を「正和」と誤認した可能性も考慮せねばならない。

ここで注目すべきは、以下に掲げるA4本「大越史記統編」(以下、A4本)正治元年(1558)八月戊午条における范篤死亡記事と本碑文との類似である。双方に共通ないし酷似する字句に波線を付して示す。

八月戊午、太傅范篤卒、年四十六。上痛悼、贈太尉德國公、諡忠毅。篤太師義子。多智習兵事性忠謹。有文學遇士大夫以禮、其行軍嚴約束一號令。平乂安・順化・廣南三鎮、所至布威信、不妄殺、民夷懷服、三陲晏然。時⁽⁵⁰⁾稱良將。

波線を付していない「太傅范篤卒」「篤太師義子」も内容的には同じ事が碑文に記されている。両者の共通性は一見して明らかである。共通する語句は、配列順序は異なるものの、范篤の行状や評価を記した碑文第8・9及び第17・18行目を中心に分布している。封贈された爵位のみが唯一異なっているが、

これはA4本の誤写であろう。

しかしながら、A4本とは異なる系統の情報も本碑文には見られる。碑文第13行は『類編』録文に従うと、范篤が「天祐元年閏七月」に「太傅・徳郡公」に昇進したとする。続く碑文第13行後半の「是年五月中旬」から第14行の前半にかけてでは、范篤が病没するまでの過程を病の発症時に遡って記しており、閏7月の昇進・改封も含めて同年中の一連の出来事として記載されている。これに従えば、范篤の死亡年月日は天祐元年(1557)8月14日ということになる。続けて碑文第16～19行にて、「正治元年八月」に帝による国公・功臣号封贈、官を遣わしての祭礼執行、同年10月の埋葬までの過程を一連の出来事として記している。

1697年に成立した正和本『大越史記全書』(以下、正和本)は天祐元年閏7月条に「閏七月、以太保范篤爲太傅。」という記事を載せ、翌正治元年8月14日戊午条に「太傅廣郡公范篤卒、年四十六、贈特進開府太尉靖國公、諡忠毅。」と記している⁽⁵¹⁾。これに対してA4本は、正治元年に「閏七月、以范篤爲太傅、改封徳郡公。」という記事を掲げ、これに続けて上掲の同年八月戊午条の死亡記事を掲げている。つまり、碑文の記載は、①没年については正和本・A4本と相違し、②太傅への昇進年月および昇進から死亡まで約1年の間隔があることについては正和本と共通していることになる⁽⁵²⁾。

碑文第13行冒頭の年号部分は摩滅が激しいが、残画を見る限り「正治」と判読することは困難で『類編』の記す「天祐」にまだしも近い。本碑文では同年中の出来事は年表記を省くか「是年」などの表現を用いているため、碑文第13行目冒頭と16行目冒頭の年号部分は別の年であると考えられることも、この判断を支持する。しかし、天祐元年(1557)に閏月はなく翌正治元年(1558)に閏7月が存在する[Lê Thành Lân 2010: 148]⁽⁵³⁾。また、8月14日に戊午が配されるのも、天祐元年ではなく、正治元年なので、正和本および碑文の記述は誤りである。碑文第16行では、「正治元年八月」に功臣号を与え、官を遣わして祭礼を行わせたとするが、死没から1年も間が空くというのは考えにくい。そして、正和本・碑文双方とも享年を46とすることを勘案すれば、碑文第13行冒頭の年号は「天祐」と刻されていたが、歴史的事実としては「正治」の誤りだと結論づけられる。

1558年の范篤死没直後に神道碑が撰せられたとすれば、没年を誤るとは考えにくい。よって、筆者は本碑文の建立年を『類編』録文の通り、正和元年だと判断する。但し、前述した様に、英宗のことを「今上皇帝」と記す点は留意すべきだと考える。A4本というオフィシャルな史料との高い共通性も勘案すれば、本碑文には元となる碑文か文章が存在しており、それらを再編集する際に誤りが生じたのではないだろうか。

では、A4本との関係はどう考えられるだろうか。上掲の范篤死亡時の記事については、字句の共通性の高さや文章としてはA4本の方が整っていることから、仮に直接の継授関係を想定するならば、A4本が(1)本碑文の元となった碑文ないし文章、つまり16世紀中葉のものを節略した、あるいは(2)本碑文そのもの、つまり17世紀末のものを節略した上で暦年などの誤りを正したことになる⁽⁵⁴⁾。

よって、本碑文は成立年代から見て必ずしも年代記類に先行するわけではない。そこに見られる情報も、A4本・正和本とほぼ同時期の言説として扱い、同時代における相互関係を検証していくべきである。

以上の筆者の判断を検証するためにも撰者の情報は重要なのだが、『類編』は建立年月日に続いて記されている撰者に関する記述を移録していない。碑文の観察から、この時点で礼部右侍郎兼国子監司業の地位にあった人物だと確定し得るが、爵位と姓名の部分は摩滅がひどいために判読できず、今のところ年代記や登科録、碑刻文などから該当する人物を見いだすこともできていない。後考に俟ちたい。

3 范篤の出自と生涯

范篤の生年は1513年で、後に主人となる鄭検との年の差は10才ということになる⁽⁵⁵⁾。祖先の情報は無いに等しく、祖父母と父母の持つ爵位も范篤の功績によって後に贈られたものである。現行家譜は「国史によれば」として次のように記す。まず、「北方 phương bắc」出身のフアム・ヴァン・バン Phạm Văn Ban が、1399-1408年に胡朝城の建設と防衛のために職人を連れてこの地にやってきた。そして、城の完成後にこの地に留まって城周辺の土地を管轄し、子孫は Thổ Sơn (土山) など周辺の3つの庄 trang に分かれた。『大越史記全書』

などにはこれらの記述は見られず、この「国史」が何を指しているのかは不明だが、碑文以外の独自の情報源から取材したようだ。次いで項を「後代：前期黎朝末期—16世紀末頃」と改めて范篤の記述に移るが、范篤の父母の情報も含めて碑文の情報を節略したもので、オリジナルな情報は殆ど無い⁽⁵⁶⁾。

范篤は早くに父を失い、後に鄭検に属してその義子となった。その正確な年代は不明だが、鄭検が黎朝に加わる以前のものとされている⁽⁵⁷⁾。一族の後援などは記録がなく、とくに血縁もない鄭検と個人的紐帯を結んでいることから、范氏が現行家譜が伝えるような有力氏族であったとは考えにくい。鄭検自身もこの地に地盤を持つ有力者の家系には属しておらず、同様の境遇であった。ホアン・スアン・ハンは『黎朝中興功業實録』や『歴朝憲章類誌』を引いて、前期黎朝末から莫朝初期の鄭検を野盗・山賊の類いだったとしている [Hoàng Xuân Hãn 1966: 4-5]。范篤は、従来の地域社会秩序の周縁部に生まれた小規模武装集団の一員だったことになる。

碑文は第5行にて「封義男子、累陞廣溪伯・廣揚侯」とする。「義男子」という爵位はやや不自然なので、男・子と爵位が上昇していったことを伝えていると思われるが、原碑の摩滅が激しく確定は困難である。これらの爵位はいずれも年代記に見えない独自の情報で、家譜などに依拠したと思われる。その実態は、動乱期に社会の周縁部に叢生した小規模武装集団が、阮淦という名門武将、次いで黎朝という威信を伴った軍事集団に所属することによって与えられた肩書きで、実体を伴ったものと考えすることはできない。当然ではあるが、本碑文は古記録から故人の履歴を正確に復元したものというよりも、故人の事跡を顕彰するためのものという性格が強い。そのため、その生涯を劇的に描き出そうとすべく、如何にも文人が潤色したような文章表現がちりばめられている。正和本に初めて登場する際の爵位が「廣郡公」なので、これに合わせて後代に創作された可能性すらあるだろう。

碑文では、中宗の即位(1549)とともに功臣号を賜り金吾衛掌衛事・廣郡公となったとしている(第7・8行)。これは年代記類における初出でもある⁽⁵⁸⁾。A4本は春に、正和本は3月に記事を掲げる。碑文は「三月初五日」と、正和本に近いがより詳しい情報を載せており、独自の情報源があったようだ。

次いで、順平4年(1552)には王師に従って東北地方を経略し、さらに命を

奉じて父安以南を平定したとする（第8・9行）。この記述は年代記と対照すると若干の混乱が見られる。「経略東北地方」は、黎伯驪の叛乱を切っ掛けとして、黎朝軍が红河デルタに大規模な攻勢を掛けた戦役を指すが、A4本も『大越通史』も前年の順平3年のこととしている。この出兵は正和本が記すように、翌順平4年まで継続しているので、こちらの情報を採用しているのだろう。父安以南平定の戦役については、A4本や『撫邊雜録』などに対応する記事がある⁽⁵⁹⁾。しかし、この2つの戦役について、年代記史料は范篤の参加を明示していない。

碑文ではその後、順平6年（1554）に、功臣号を加封されて錦衣衛掌衛事・太保となり、順平8年（1556）には兵部尚書に至ったとある（第9・10行）。どちらの記述も正和本・A4本に対応する記事がある⁽⁶⁰⁾。

次いで、英宗の即位に当たってこれを補佐し、内外に重きをなしたとするが、「提戦艦、奪人先、一鼓而奏神符之捷、再鼓而收丹崖之功、數立殊勲。」（第12行）とある。これを年代記と対照したとき、やや混乱が見られる。

まず、順平7（1555）年8月に莫朝軍が侵入してきた。その先鋒は神符海口⁽⁶¹⁾に進駐し、大将の莫敬典は大頼江⁽⁶²⁾に至った。鄭検はこれを上流部に誘い込んだ上で奇襲を仕掛けて撃滅したが、このとき范篤は水軍を率いている⁽⁶³⁾。

2年後の天祐元年（1557）7月、莫朝軍が再び侵入してきた。莫敬典は前回同様、現在のニンビン方面から神符海口に至り、范瓊と范瑤が別働隊として海路で父安に上陸した。これに対して鄭検は密かに山道から兵を神符海口に進めて背後からこれを襲って打ち破った。そして父安には范篤を派遣した。范篤は丹崖海門⁽⁶⁴⁾に入ったが、鹵獲した莫朝軍の軍旗を用いて莫朝の援軍を偽装して范瓊らを欺き、これを打ち破った⁽⁶⁵⁾。

水軍を率いて（提戦艦）戦ったのは、中宗在世中の1555年ことであり、この時、神符海口は戦場になっていない。実は、1557年の神符海口での戦いでは、武陵侯の范徳埼 *Phạm Đức Kỳ* なる者が先陣を切って突撃し、敵の総大将莫敬典の船に乗り込んで彼に肉薄するなどして勝利に大きく貢献している。「提戦艦、奪人先」という碑文の章句は、この范徳埼のエピソード⁽⁶⁶⁾と混同している、あるいは故意に取り込んだ可能性が高い。そしてこの翌年、病に罹り、8月14日に没した。

次に、范篤の後期黎朝あるいは鄭検軍団内での位置づけを検討しよう。順平元年に任じられた金吾衛掌衛事は禁軍指揮官職で、順平6年（1554）には同じく禁軍指揮官の錦衣衛掌衛事に遷る⁽⁶⁷⁾。この時期の黎朝は非常に小規模な集団だったと考えられるので、官制の整備・職掌の分化はそれほど進んでいなかったと思われる。だが、年代記類のこの時期を扱った部分では、多くの人物が爵位や三公三少のような称号の官職しか記されないのに対して、范篤の場合は禁軍指揮官や兵部尚書のような具体的職掌を伴った官職が記されている点は注目すべきであろう。特に兵部尚書は後期黎朝における尚書の初見である。

早くから鄭検と行動をとともにした人物で年代記類に名前が残るのは、鄭検の親族である鄭枕・黄廷愛と范篤の3人である。このうち、鄭枕は鄭検よりも早くに阮塗に仕えていた。1561年までしか活動が確認できないが、1559年に鄭検の推挙を受けて「御營を提統」するなど、范篤の職歴と重なる部分がある⁽⁶⁸⁾。そしてこれは、前年の范篤死去を承けて、その役割を鄭枕が引き継いだと考えられる。

ここで注目すべきなのは、范篤が錦衣衛掌衛事に遷ったとされる1554年の春に、鄭検が汴上營を建てて、本拠地を移したことである。范篤はこの時、汴上には同行せずに皇帝中宗とともに安場營に残留したのではないだろうか。つまり、宮廷の外にいる鄭検に代わって、皇帝の護衛兼監視役という極めて重要な役割を担っていたのではないだろうか。太保の加官もそのための格式を附与したと見なすことができよう。確証の無い推測ではあるが、筆者はその可能性は高いと考える。

黄廷愛は鄭検の舅子で、中興後の弘定8（1607）年に同平章事参与朝政太宰栄国公として没するまで、50年余りの長きに渡って武將として活躍した文字通りの宿将である。おそらくは鄭検の母黄氏の一門だろう⁽⁶⁹⁾。彼は范篤よりも10才以上年少で、史料上での初見も遅れる⁽⁷⁰⁾。よって、その在世時には、「義子」たる范篤こそ鄭検の最も信頼する部下だったと考えられる。

小結：近世ベトナムの階層移動と功臣子孫

神道碑は、その子孫にとって、先祖を顕彰することで自らの出自を誇り、以て地域社会をはじめとする他者に対してその威信を示す役割が期待される建造

物である。また、高官の場合、王朝から祭田や免税特権を賜与されることがあり⁽⁷¹⁾、これを銘記することで子孫や村落による財産・特権継承の正統性を訴えてその保全に資することも期待される [Cf. 八尾 2009: 22-24, 273-275; 蓮田 2012]。このような観点からは、本碑文には不可解な点が存在する。

碑文第15行にて、范篤死没時に官田が給与され、子孫が代々これを管理して祭祀を行うことを認めている。しかしながら、第21行では「若公之男女兄弟、有家譜在、不復贅記」とする。家譜という典拠をもって子女・子孫の情報が存在していることを記しながら、「復た贅記せず」と、記載しないこと自体を積極的に述べている。第19・20行に「親■列侯、■如珠叙公行状、委作碑銘」とあって、子孫の依頼によってこの碑文は撰述されたようである。「侯に列し」というのがいつの時点なのか不明だが、子孫が一定以上の地位を保っているならば、このような言明はやはり考えにくい。

第18・19行に「男女未婚嫁」とあるので、范篤には、男子はいたものの、死没時には彼の手勢を引き継ぐ成人した後継者が不在だったようだ。現行家譜では、范篤の子は6名が記されているが、いずれも官職爵位の記載がない⁽⁷²⁾。范篤が死亡した時点では、黎朝はタインホア以南を辛うじて抑えるに過ぎず、連年莫朝の侵攻を受ける状況でもあった。そのような厳しい戦局にあつては世襲を前提とした地位の安定的上昇は望み得ない。事情は不明ながら、范篤の子孫はこの状況の中で政権の中樞に留まることができなかった⁽⁷³⁾。

無論、中央の官僚に文章を依頼して碑文を建立するには、それだけのネットワークと経済力が必要であり、17世紀末の時点で子孫がこれを備えていたことは確かである。官界での栄達は叶わずとも、地方の有力者としての地位は保っていたのであろう。

後期黎朝には恩蔭制度が有り、高官や功臣の子孫は父祖の地位に応じて一定数の官員子・官員孫の称号を得て、種々の特権を享受できた。後期黎朝は元々前期黎朝の功臣子孫を多数含んでいたが、さらに中興の過程で范篤をはじめとする多数の中興功臣を抱え込むことになった。王朝側は17世紀中葉以降、功臣子孫の特権を制限する動きも見せはじめる。本碑文建立の3年前に当たる永治2(1677)年にも、恩蔭に与れる功臣子孫の数が削減されている⁽⁷⁴⁾。本碑文建立の目的は、このような王朝側の政策に対して、范篤の功績を改めて顕示す

ることで対抗することにあつたのだろう。

後期黎朝は、社会の各層に遍在する恩典獲得者による国家への寄生・国家の私物化にその滅亡に至るまで苦しめられた。武臣としての栄達に失敗し、挙業への転換も成功しなかった功臣子孫は、恩蔭による饒役などを梃子として、地方の有力地主として生き残りを図った。范篤子孫はそのような例として位置付けられよう。

最後に史料論に言及しておきたい。A4本によると、范篤は死去する直前の閏七月に太傅を加えられ、徳郡公に改封されている。第2節にて述べたように、碑文はこの部分について、暦の誤りを正和本と共有しているが、徳郡公への改封は正和本になく、これについてはA4本と情報を共有している。この箇所代表されるように、本碑文には2つの「大越史記本紀統編」の情報が併存している。これによって、筆者が別稿にて検討した、デルタ地域を本拠とする鄧氏の家譜 [蓮田 2014b] は例外ではなく、17・18世紀のベトナムでは、正和本系統の情報とA4本(NVH本)系統の情報が広く併存していたことが証明された。大量に存在する近世期金石文は、今後、このような方向からも分析を加えられるべきである。

註

- (1) 正和本巻18、徳隆2年(1630)冬11月以降条(陳荊和校合本p.942)。
- (2) 社役場に勤務するご子孫によると、元々祀堂と陵がこの場所にあり、土地改革期に取公・破壊されて社役場敷地の一部となったが、近年に祀堂を再建し、陵の再建も将来実現したいとのことである。また、その敷地やデンに属する田畝は広大だったとのことで、土地改革期以前の范氏は有力な地主であったことが伺える。
- (3) この調査は科研「再考・清化(タインホア)集団」(代表・八尾隆生)の一貫として行ったものである。調査においてご協力を賜ったベトナム側の関係各位に深く感謝します。また、本稿は科研「近世ベトナムにおける地方氏族：ゲアン地方における統治と対外交渉」(代表・蓮田)の成果の一部でもある。
- (4) 2005年9月編纂で表記は全てクオックグーである。PCで打ち出したものを簡易製本している。ノンコン縣の支派には漢文の家譜があるとのことだが、未見である。また、子孫宅には勅封などその他の史料は残っていない。

- (5) ベトナム社会科学アカデミー漢文・チューノム研究院蔵、所蔵記号 VHv.1739。同院の解題付き書目 [Gros and Trần Nghĩa 1993: tap1, tr.95-96] は『愛州碑記』 *Ái Châu Bi Ký* の書名で立項し、『清化省碑記詩文類編』を別名だとするほか、胡得預が維新3年(1909)に編纂したもので、陳廷楓「壽春府賦」を附載すると記している。しかし、『愛州碑記』の書名は、書中に確認できない(愛州はタインホアの旧称である)。また、胡得預は書中にある「荷風亭記」という碑文の撰者で、維新3年というのもこの碑文の立碑年である。胡得預が全体の編者だとする記述は本書中に認められない。
- (6) 縣名。もと永寧。中興後に黎莊宗の諱を避けて永福と改め、西山朝以降は永祿。『大南一統志』、卷16、清化上、建置沿革、永祿縣。印度支那研究会本(1941)、pp.1673-74。
- (7) 『各鎮總社名備覽』『同慶御覽地輿誌』ともに清化省永祿縣高密總内に「土山村」が見える。Dương Thị The và Phạm Thị Thoa (dịch và biên soạn) *Tên Làng xã Việt Nam đầu thế kỷ XIX Thuộc các tỉnh từ Nghệ Tĩnh trở ra (Các Tổng trấn xã danh bị lăm)*, Hà Nội: Nxb KHXH, 1981, tr.535; Ngô Đức Thọ, Nguyễn Văn Nguyên, Philippe Papin eds. *Đông Khánh Địa dư chí*. Hà Nội: Nxb Thế giới, tr. 244, 1130, 1203。家譜によれば、現在の地名は Thổ Phụ である。
- (8) 迷か。家譜は Me とするが mẹ は母という意味であり、個人名とは考えにくい。
- (9) 家譜は姓を Lê だとする。
- (10) 第3行以前の開始位置は摩滅しており分からない。第2・3行については、判読できる文字の前後の行との位置関係や第12・13行の開始位置を考慮して、仮にこの位置とした。第3行が「於」で始まるのはやや不自然だが、第2行末尾が「公」であることははっきりしているので、あるいは「於」は衍字なのかも知れない。第1行の開始位置ももっと下であろう。
- (11) 西暦では1513年に当たる。この時期のベトナムの暦は大統暦の曆法に従いながらも明とは異なる独自の暦だったが、1543年以前については史料不足のため月日の復元ができない状況である [Lê Thành Lân 2010: 103]。
- (12) この空格は『類編』による。原碑のこの箇所は摩滅しており空格の存否を確認できない。次行の「太師諒國公」の前には原碑・『類編』共に空格が確認できないので、録文を作る際に追加した可能性もある。
- (13) 鄭検のこと。元和13年(1545)8月に都將節制各處水歩諸營兼總内外平章軍國重

事太師諒國公に任じられている。文献史料はいずれも「都將」に作り、「都將軍」という肩書きは見られない。

- (14) 碑文では別字のように見えるが判読できない。姑く『類編』に従う。
- (15) 『類編』は「養」に作る。
- (16) 『類編』は阮朝の避諱に従って「莊尊」に作る。以下同じ。
- (17) 陳朝末期の1397年に築かれて15世紀初頭の短命王朝胡朝の首都となった現在の胡朝城址 Thành nhà Hồ のこと。現タインホア省ヴァンロック県ヴァンロン社とヴァンティエン社 x. Vĩnh Long và x. Vĩnh Tiến, h. Vĩnh Lộc, t. Thanh Hóa にまたがっている。[菊池2005]参照。
- (18) 『類編』は「養父都將太師諒國公」に作る。
- (19) 『類編』は「羈」に作る。
- (20) 『類編』は「璫」に作る。碑文では別字のように見えるが判読できない。
- (21) 『類編』は「馮異」とする。馮異は後漢建国期の將軍で光武帝に仕えた人物。麦椀のエピソードも『後漢書』馮異伝に見える。夏陽は彼が陽夏侯に封じられたので、あるいはこれを誤って転倒したもののか。
- (22) 不詳。
- (23) 第5～7行の「統紀」より前の部分は完全に摩滅している。第5・6行は前後の行が中盤以降読み取れるのに対して全く字画が見えない。よって第5行は「莊宗裕皇帝」、第6行は「中宗武皇帝」で改行・抬頭していると考えられる。
- (24) 『類編』は阮朝の避諱に従って「中尊」に作る。以下同じ。
- (25) 西暦(グレゴリオ暦)1549年4月2日 [Lê Thành Lân 2010: 139]。以下、西暦への換算は全て [Lê Thành Lân 2010] による。
- (26) 西暦1552年9月5日。
- (27) 『類編』は「奉命」の二字を缺く。
- (28) 『類編』は「父定」に作るが明らかに誤り。
- (29) 西暦1554年10月26日。
- (30) 『類編』は「迎」字を缺く。
- (31) 英宗(在位:1556-72)のこと。
- (32) 『類編』は「殊功」に作る。
- (33) 西暦1558年8月20日。

- (34) 西暦 1558 年 9 月 25 日
- (35) 『類編』は阮朝の避諱に従って「辰」に作る。以下同じ。
- (36) 『類編』は「甲」字を缺く。
- (37) 「給官田并等項」に当たる箇所には残画があるが、『類編』の録文とは明らかに対応しない文字のように見える。
- (38) 第 16～20 行までの改行箇所ははっきりしない。第 16・19・20 行については、判読できる文字の位置を前後の行と比較して仮に改行位置を定めたが、第 18 行は判読できる文字が一字もないため、第 17・18 行の改行箇所は見当を付けることも難しく、そのままとした。
- (39) 『類編』は「太尉右相靖國公」に作る。
- (40) 『類編』は「路」に作る。
- (41) 『類編』は「女」字を缺く。
- (42) 「有家譜在」の部分は五字分のスペースがあるが、『類編』には四字のみ。「有」以外の字は碑文では判読不能。
- (43) 『類編』は「拔」に作る。
- (44) 『類編』は「功」に作る。
- (45) 『類編』は「村」に作る。文脈上はこれで問題ないが、判読できないものの残画から別字に見える。
- (46) 『類編』は「予」に作る。
- (47) 『類編』は「祭」に作る。
- (48) 『類編』は「礼」に作る。
- (49) この年 10 月を以て正和に改元された。
- (50) 原文は「辰」だが、阮朝の避諱字なので本字に改めた。これが A4 本編纂時ではなく、筆写時になされたことは [蓮田 2003] を参照せよ。
- (51) 校合本 p.855, 856。
- (52) 家譜も死亡年を 1558 年としている。
- (53) 明の大統暦も同様である。
- (54) 筆者は A4 本の元本の成立時期について、慎重を期して断定を避け、17 世紀後半～黎末だとしているが [蓮田 2003: 315]、いずれの場合でも矛盾は生じない。
- (55) 鄭検は景統 6 年 (1503) 生まれ (『金鑑續編』3a)。A4 本庚午 (正治) 13 年 (1570)

- 2 月 18 日条も「尚父上相太國公 (鄭検) 薨于汴上營、年六十八」としており、これと矛盾しない。
- (56) 独自の情報は、碑文に見られない母の姓を黎だとすること、范篤の没年を 1558 年と訂正している部分のみである。
- (57) 第 4 行に「莊宗裕皇帝崎嶇偏邑唱卒西都」とあるが、西都を攻略するのはさらに後年のことである [蓮田 2014a:3-6]。この「西都」は後世から遡及した象徴的表現であって、歴史的事実を正確に記したものではない。
- (58) 正和本・A4 本ともに永福土山の人だと注しており、この点は碑文と一致する。土山は主君となる鄭検の出身地である槩山と同じ縣内である。また、A4 本は昇進前の爵位を陽義侯としているが、これは碑文第 4 行の「陽夏」と関係しているのかもしれない。
- (59) A4 本壬子 (順平) 4 年春 2 月条、『撫邊雜録』(パリ・アジア協会本) 卷 1、順化・廣南開設恢復事跡 17ab、『大越通史』(サイゴン古学院蔵版影印対訳本) 逆臣伝、莫福源 66b-67a、(順平) 6 年条。A4 本は黎丕承がこの遠征軍を率いたとするが、『撫邊雜録』は黎丕承による順化攻めを「元和季年」のこととして、この年の遠征は司令官を明示しない。『大越通史』は「遣諸將」とする。
- (60) 正和本甲寅 (順平) 6 年 10 月初 1 日条、丙辰 (順平) 8 年春正月 24 日以降条 (校合本 p.852, 854)、A4 本甲寅 (順平) 6 年 10 月条、丙辰 (順平) 8 年春正月条 (但し、名を范督と誤っている)。
- (61) 現在のニンビン省・タインホア省境の海岸部にあった河口。
- (62) レーン川 (sông Lèn)。タインホア省の 2 大河川の 1 つであるマー川 (馬江、sông Mã) の支流。
- (63) 正和本順平 7 (1555) 年 8 月条 (校合本 p.853)、A4 本同年同月条、『大越通史』逆臣伝、莫福源 67ab、同年同月条。『黎朝中興功業實録』(ハンノム院 A14 本) は「靖郡公」に作る。
- (64) 現在、ゲアン省とハティン省の境界をなすラム川 (藍江、sông Lam) の河口。
- (65) A4 本天祐 1 (1557) 年 7 月条、『大越通史』逆臣伝、莫福源 68b-69b、同年同月条。正和本は 8 月条 (校合本 p.855) に掲げ、偽装のエピソードを省いた簡略な記述となっており、碑文が A4 本・『大越通史』と同じソースを採用していることが分かる。
- (66) このエピソードは正和本・A4 本・『大越通史』全てに共通して見える。

- (67) 但し、正和本は錦衣衛を掌したとはしていない。
- (68) 正和本己未（正治）2年（1559）9月条（校合本 p.856）、A4本同年同月条、『大越通史』逆臣伝、莫福源 73b、同年条。
- (69) 『欽定越史通鑑綱目』巻 28 14a 註黄廷愛、『歴朝憲章類誌』巻 10 人物誌 名良之將 黄廷愛。
- (70) 黄廷愛の年齢については、A4本正治2年（1559）2月条およびNVH本「大越史記本紀統編」巻 20、丁未（弘定）8年（1607）11月15日条に記載があって、生年が1527年だと判明する。その初見は、A4本では1555年、『大越通史』では1557年、正和本は最も遅く1560年である。
- (71) 被賜与者は個人の時もあれば、村落の場合もある。
- (72) 正妻の子が土山の、次妻の子が農貢の支派に繋がるとするが、范篤の子とその次の代との間に断絶がある。
- (73) あるいは、范篤の死没以降、立碑以前の時点で范篤の子孫は罪を得るなどして失脚していた可能性も考えられよう。現時点でその理由を具体的に追求することに余り意味があるとは思えないが、例えば、鄭検没後の後継者争いの際に、敗れた鄭檜に味方していた可能性などが考えられる。
- (74) 正和本丁巳（永治）2年秋7月条、『欽定越史通鑑綱目』同年同月条。

文献目録

- Gros, François and Trần Nghĩa (chủ biên). 1993: *Di sản Hán Nôm Việt Nam: Thư mục Đề yếu*. 3 tập. Hà Nội: Nxb KHXH.
- 蓮田隆志. 2003: 「大越史記本紀統編」研究ノート」『アジア・アフリカ言語文化研究』66、pp.299-317。
- 蓮田隆志. 2012: 「旧例と憑：近世中部ベトナム村落の生存戦略」新潟大学環東アジア研究センター（編）『環東アジア地域における社会的結合と災害』、新潟大学環東アジア研究センター、pp.166-188。
- 蓮田隆志. 2014a: 「ミエン集落磨崖碑と成立期のベトナム後期黎朝」『資料学研究』11、pp.1-14。
- 蓮田隆志. 2014b: 「華麗なる一族」のつくりかた——近世ベトナムにおける族結合形成の一形態——」關尾史郎（編）『環東アジア地域の歴史と「情

報』、知泉書館、pp.27-57。

Hoàng Xuân Hãn. 1966: *Gốc tích các chúa Trịnh và một bức thư Nôm của Trịnh Kiểm. Tập-san sử-địa số 4*, pp.3-26.

菊池誠一（編）. 2005: 『ベトナム胡朝城の研究 I：15世紀王城跡の史跡整備にともなう考古学的研究』、昭和女子大学菊池誠一研究室。

Lê Thành Lân. 2010: *Năm trăm năm Lịch Việt Nam (1544-2043)*. Hà Nội: Nxb Hà Nội.

八尾隆生. 2009: 『黎初ヴェトナムの政治と社会』、広島大学出版会。

HIGASHI ASIA —REKISHI TO BUNKA—
East Asia: History and Culture

No.25 2016

東アジア

—歴史と文化—

第25号

Articles:

HASUDA Takashi:
 Phạm Đốc: A Case Study on Newly Emerged Class during Early
 Modern Vietnam 1
 GAO Qingyuan:
 A Research of Chinese Overseas Students Employment Status
 in Japan19
 OKAMURA Hiroshi:
 The Study of Calligraphy Text Journal 82 (i)

Letters:

SHIBATA Mikio53
 KAWANISHI Yuya59
 KOIDE Takaie.....63

Notices:71

■論文

范篤攷：16世紀ベトナムの新興勢力と中興功臣 蓮田 隆志 (1)
 日本における中国人留学生の就職に関する考察 高 慶元 (19)
 書写書道教育と「競書誌」 岡村 浩 (82 (i))

■会員だより

台湾高雄での在外研究 柴田 幹夫 (53)
 日本に点在する朝鮮の石造物 川西 裕也 (59)
 算数を母語に依らずに学ぶ国々 小出 隆家 (63)

■大会・例会発表要旨 (68)

■彙報 (71)

NIIGATA DAIGAKU HIGASHI ASIA GAKKAI
 Niigata University Society
 of
 East Asian Historical and Cultural Studies
<http://hyena.human.niigata-u.ac.jp/east.html>

新潟大学東アジア学会
<http://hyena.human.niigata-u.ac.jp/east.html>
 2016年3月